

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前備置書類

(株式移転に関する事前備置書類)

株式会社デザインワン・ジャパン

2025 年 7 月 15 日
東京都新宿区新宿二丁目 16 番 6 号
株式会社デザインワン・ジャパン
代表取締役 高畠 靖雄

株式移転に係る事前備置書類

株式会社デザインワン・ジャパン（以下「当社」といいます。）及び GMO TECH 株式会社（以下「GMO TECH」といい、当社と GMO TECH を総称して「両社」といいます。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社である GMO TECH ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立し、経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）といたしました。

なお、本経営統合及び本株式移転の実施は、両社の株主総会の承認を前提としております。本株式移転に際して、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画書

別紙 A「株式移転計画書（写し）」をご参照ください。

2. 会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

	GMO TECH	当社
株式移転比率 (普通株式)	1	0.015
株式移転比率 (A 種種類株式)	1	—

(注 1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

GMO TECH の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株、GMO TECH の A 種種類株式 1 株に対して共同持株会社の A 種種類株式 1 株を、また、当社の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 0.015 株をそれぞれ割当て交付する予定です。な

お、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注 2) 共同持株会社の単元株式数は 100 株といたします。

(注 3) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式：1,328,651 株

A 種種類株式：55 株

上記のうち、普通株式は、GMO TECH の普通株式の発行済株式総数 1,100,620 株 (2025 年 3 月 31 日時点) 及び当社の発行済株式総数 15,202,100 株 (2025 年 2 月 28 日時点) に基づいて、また、A 種種類株式は、GMO TECH の A 種種類株式の発行済株式総数 55 株 (2025 年 3 月 31 日時点) に基づいて、それぞれ算出しております。

(注 4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1 単元 (100 株) 未満の共同持株会社の株式 (以下「単元未満株式」といいます。) の割当てを受ける GMO TECH 及び当社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主 (なお、2025 年 2 月 28 日現在の当社の株主名簿を基準に算出すると、本株式移転後に単元未満株式を保有することとなる当社の株主は、約 2,600 名となります。) の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、GMO TECH は、第三者算定機関として株式会社 AGS FAS (以下「AGS FAS」といいます。) を、法務アドバイザーとして三浦法律事務所を選定しました。一方、当社は、第三者算定機関として監査法人 FRIQ (以下「FRIQ」といいます。) を、法務アドバイザーとして堂野法律事務所を選定しました。両社は、それぞれの第三者算定機関より、2025 年 5 月 30 日付で株式移転比率に関する算定書を取得しております。なお、両社は、GMO TECH が発行している A 種種類株式については、同社の普通株式のような市場価格が存在しないため、普通株式に係る株式移転比率を考慮し、A 種種類株式 1 株につき共同持株会社の A 種種類株式 1 株を割当交付することとした上で、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する A 種種類株式の内容は、

GMO TECH の A 種種類株式 1 株の経済的価値と実質的に同等となるように定めております。

両社は、各社の第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、並びに、各社の法務アドバイザーからの助言に加え、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記①記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定しました。

③ 算定に関する事項

i. 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

GMO TECH の算定機関である AGS FAS 及び当社の算定機関である FRIQ は、いずれも GMO TECH 及び当社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ii. 算定の概要

AGS FAS は、GMO TECH 及び当社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価法については、2025 年 5 月 30 日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF 法における算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の前提とした GMO TECH 及び当社の財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、GMO TECH については、2029 年度までの予測を行っており、2026 年度は前年より約 75%の連結営業利益の増益を見込んでおり、SEM サービス及び不動産テック事業の安定したストック収益の積み上げの継続、またアフィリエイトサービスの海外を中心とした大型案件の獲得による業績改善が増益に寄与すると見込んでおります。なお、GMO TECH の財務予測は本株式移転の実行を前提としておりません。

当社については、2024 年 10 月に公表した中期経営戦略において策定した数値計画ではなく、最新の経営環境を反映して保守的に見積もった 5 カ年の財務予測を用いておりますが、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年以降において、主力事業である口コミサイト「エキテン」における有料掲載店舗に対する新オプションサービスの拡販による顧客単価の上昇により、売上高は徐々に増加することを見込んでいる一方で、費用につきましては引き続き抑制に努めることで横ばいとなる見通しであることから、各事業年度において営業利益が 46 百万円から 129 百万円の改善を継続することで 2028 年度に黒字に転換し、増加比率としては大幅な増益となることが見込まれております。また、当該財務予測は、本株式移転の実施を前提としておりません。

なお、当社が、中期経営戦略において策定した数値計画は、本経営統合によって新たな計画を策定する必要があるため、取り下げられています。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、GMO TECH の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株を割当てる場合に、当社の普通株式 1 株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	0.0130～0.0152
D C F 法	0.0112～0.0182

FRIQ は、GMO TECH 及び当社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価法を、また両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、D C F 法をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価法については、2025 年 5 月 30 日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

D C F 法における算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の前提とした GMO TECH 及び当社の財務予測には、大幅な増益を

見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、GMO TECH については、2029 年度までの予測を行っており、2026 年度は前年より約 75%の連結営業利益の増益を見込んでおり、SEM サービス及び不動産テック事業の安定したストック収益の積み上げの継続、またアフィリエイトサービスの海外を中心とした大型案件の獲得による業績改善が増益に寄与すると見込んでおります。なお、GMO TECH の財務予測は本株式移転の実行を前提としておりません。

当社については、2024 年 10 月に公表した中期経営戦略において策定した数値計画ではなく、最新の経営環境を反映して保守的に見積もった 5 カ年の財務予測を用いておりますが、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年以降において、主力事業である口コミサイト「エキテン」における有料掲載店舗に対する新オプションサービスの拡販による顧客単価の上昇により、売上高は徐々に増加することを見込んでいる一方で、費用につきましては引き続き抑制に努めることで横ばいとなる見通しであることから、各事業年度において営業利益が 46 百万円から 129 百万円の改善を継続することで 2028 年度に黒字に転換し、増加比率としては大幅な増益となることが見込まれております。また、当該財務予測は、本株式移転の実施を前提としておりません。

なお、当社が、中期経営戦略において策定した数値計画は、本経営統合によって新たな計画を策定する必要があるため、取り下げられています。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、GMO TECH の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株を割当てする場合に、当社の普通株式 1 株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	0.0130～0.0152
D C F 法	0.0128～0.0169

④ 公正性を担保するための措置

GMO TECH 及び当社は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

- i. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

GMO TECH は、上記 2. (1) ②記載のとおり、独立した第三者算定機関として AGS FAS を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率に関する算定書を取得しております。他方、当社は、上記 2. (1) ②記載のとおり、独立した第三者算定機関として FRIQ を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率に関する算定書を取得しております。

なお、GMO TECH 及び当社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ii. 独立した法律事務所からの助言

GMO TECH は、両社から独立した法務アドバイザーである三浦法律事務所から、GMO TECH の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。他方、当社は、両社から独立した法務アドバイザーである堂野法律事務所から、当社の本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

なお、三浦法律事務所及び堂野法律事務所は、いずれも、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 共同持株会社の上場申請等に関する事項

GMO TECH 及び当社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所グロース市場にテクニカル上場を行う予定であります。上場日は、2025 年 10 月 1 日を予定しております。また、GMO TECH 及び当社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2025 年 9 月 29 日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

⑥ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、GMO TECH と当社との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当社及び GMO TECH は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

①資本金の額	100 百万円
②資本準備金の額	0 万円
③利益準備金の額	0 円

3. 会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

GMO TECH 及び当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

4. GMO TECH に関する事項

(1) 最終事業年度（2024 年 12 月期）に係る計算書類等の内容

別紙 B をご参照下さい。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

別紙 A

株式移転計画書（写し）

GMOTECH 株式会社（以下「GMOTECH」という。）及び株式会社デザインワン・ジャパン（以下「デザインワン」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、GMOTECH 及びデザインワンは、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第 6 条に定義する。以下同じ。）において、GMOTECH 及びデザインワンの発行済株式の全部を新会社を取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第 2 条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙 1 の定款第 3 条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、GMOTECH ホールディングス株式会社とし、英文では GMOTECH Holdings, Inc. と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都渋谷区とし、本店の所在場所は東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1,651,000 株とし、各種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式 1,650,945 株

A 種種類株式 55 株

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙 1 の定款記載のとおりとする。

第 3 条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役 鈴木 明人

取締役 熊谷 正寿

取締役	高畠 靖雄
取締役	田中 誠
取締役	沖殿 潤
取締役	安田 昌史

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役	三田村 徹彦
取締役	穴田 功（社外取締役）
取締役	高木 友博（社外取締役）

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本株式移転に際して交付する株式の種類及び数

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、GMO TECH 及びデザインワンの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における GMO TECH 及びデザインワンの普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対し、それぞれその所有する GMO TECH 及びデザインワンの普通株式に代わり、(i)GMO TECH が基準時に発行している普通株式数の合計に 1 を乗じた数、及び(ii)デザインワンが基準時に発行している普通株式数の合計に 0.015 を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式（普通株式）」という。）を交付する。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における GMO TECH の A 種種類株式の株主（以下「A 種種類株主」という。）に対し、その所有する GMO TECH の A 種種類株式に代わり、GMO TECH が基準時に発行している A 種種類株式数の合計に 1 を乗じた数の別紙 2 に記載する内容の新会社の A 種種類株式（以下、交付株式（普通株式）と合わせて「交付株式」と総称する。）を交付する。

2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における GMO TECH 及びデザインワンの株主に対し、以下の割合（以下「本株式移転比率」という。）をもって割り当てる。

- (1) GMO TECH の普通株主に対しては、その所有する GMO TECH の普通株式 1 株に対して新会社の普通株式 1 株
- (2) GMO TECH の A 種種類株主に対しては、その所有する GMO TECH の A 種種類株式 1 株に対して新会社の A 種種類株式 1 株
- (3) デザインワンの株主に対しては、その所有するデザインワンの普通株式 1 株に対して新会社の普通株式 0.015 株

3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他関係

法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100,000,000 円
- (2) 資本準備金の額
0 円
- (3) 利益準備金の額
0 円

第6条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合、GMO TECH 及びデザインワンは、協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. GMO TECH は、2025年7月30日を開催日として臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. デザインワンは、2025年7月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合、GMO TECH 及びデザインワンは、協議の上、合意により、前二項に定める株主総会及び種類株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所のグロース市場への上場を予定するものとし、GMO TECH 及びデザインワンは、協議の上、相互に協力して当該上場に必要の手続を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. GMO TECH は、2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された GMO TECH の A 種種類株主又は A 種種類株式の登録株式質権者に対し、A 種種類株式 1 株あたり 186,986.30 円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

2. GMO TECH 及びデザインワンは、前項に定める場合を除き、本計画作成後、新会社の成立日までの間、新会社の成立日より前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、GMO TECH 及びデザインワンにて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第 10 条（会社財産の管理等）

1. GMO TECH 及びデザインワンは、新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ GMO TECH 及びデザインワンが協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。
2. GMO TECH 及びデザインワンは、新会社の成立日までの間、本株式移転の実行又は本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由又は事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、GMO TECH 及びデザインワンは、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第 11 条（本計画の効力）

本計画は、第 7 条に定める GMO TECH 若しくはデザインワンの株主総会若しくは種類株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第 12 条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後、新会社の成立日までの間において、GMO TECH 若しくはデザインワンの財政状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、GMO TECH 及びデザインワンは協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第 13 条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、GMO TECH 及びデザインワンが別途協議の上、合意により定める。

（以下余白）

本計画作成の証として、本書の電磁的記録を作成し、GMO TECH 及びデザインワンが合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025 年 6 月 2 日

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 セルリアンタワー

GMO TECH 株式会社

代表取締役社長 CEO 鈴木 明人

東京都新宿区新宿二丁目 16 番 6 号 新宿イーストスクエアビル

株式会社デザインワン・ジャパン

代表取締役社長 高畠 靖雄

GMO TECH ホールディングス株式会社 定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、GMO TECHホールディングス株式会社と称し、英文ではGMO TECH Holdings, Inc.と表記する。

(GMOイズム)

第 2 条 当社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMOイズム」に基づき、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。

(目的)

第 3 条 当社は、GMOイズムに基づいて、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を統括又は運営すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットメディア事業
- (2) インターネット制作事業
- (3) インターネット通販事業
- (4) モバイルメディア事業
- (5) モバイルサイト制作事業
- (6) モバイル通販事業
- (7) システムプログラム開発
- (8) インターネット広告事業及び広告代理業
- (9) アプリケーションソフトウェア事業
- (10) ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業
- (11) 投資事業組合財産の運用及び管理
- (12) ゲーム・映像・音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、製造及び販売
- (13) 経営コンサルタント業

- (14) 労働者派遣事業
- (15) 人材紹介業
- (16) 情報通信並びにインターネット関連事業への投資
- (17) 仮想通貨その他電磁的価値情報に関する業務
- (18) ブロックチェーン技術等を利用した業務
- (19) 前記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 4 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第 6 条 当社は、監査等委員会設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第 7 条 当社の発行可能株式総数は、1,651,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は1,650,945株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は55株とする。

(自己株式の取得)

第 8 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 9 条 当会社の普通株式の1単元の株式数は100株とし、A種種類株式の1単元の株式数は1株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 10 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13 条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第2章の2 A 種 種 類 株 式

(剰余金の配当)

第 13 条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。

2 A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、当社の成立の日）

（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）。）。

3 ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1株につきA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下、「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

4 A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第 13 条の 3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当

たり、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を前条第2項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

（議決権）

第 13 条の 4 A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

（譲渡制限）

第 13 条の 5 A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（普通株式を対価とする取得請求権（転換権））

第 13 条の 6 A種種類株主は、いつでも、当会社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当会社は、A種種類株主が転換請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、第4項に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

2 当初転換価額は、1,852円とする。

3 (1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前転換価額}} \right)}{\left(\text{（発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社を取得されることにより、調整前転換価額を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当会社を取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以

降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(2) 前号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(3) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(4) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

4 A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係るA種種類株式の数に} 10,000,000 \text{を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(現金を対価とする取得請求権(償還請求権))

第 13 条の 7 A種種類株主は、2027年9月30日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求(以下、「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下、「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種種類株主に対して、次項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式は、償還請求が行われたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

2 A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(現金を対価とする取得条項(強制償還条項))

第 13 条の 8 当会社は、2030年9月30日以降、当会社の取締役会が別途定める日(以下、「強制償還日」という。)の到来をもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A種種類株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して次項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、取得するA種種類株式は、取得の対象となるA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

2 A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(株式併合又は分割、募集株式の割当て等)

第 13 条の 9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会資料の電子提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(種類株主総会)

第19条の2 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- 2 第13条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
- 3 第14条第1項後段、第15条乃至第17条、第18条第1項及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
- 4 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会による事後承認の禁止)

第27条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後これを得ることを禁止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社

の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。

- 3 前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第40 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42 条 当社は、剰余金の配当等会社法第4条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43 条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第44 条 配当金が、金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第 1 条 第41条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2025年12月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第 2 条 第31条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等
報酬等の総額は年額150百万円以内とする。
- (2) 監査等委員である取締役に対する報酬等
報酬等の総額は年額20百万円以内とする。

（本附則の削除）

第 3 条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。

A 種種類株式の内容

1. 株式の種類

GMO TECHホールディングス株式会社 A種種類株式

2. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。

(2) A種優先配当金の額

A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2025年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、当会社の成立の日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）。

(3) 累積条項

ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1株につきA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下、「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

(4) 非参加条項

A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

3. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当たり、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。

「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を上記2.(2)の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

4. 議決権

A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 種類株主総会

当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

7. 普通株式を対価とする取得請求権（転換権）

(1) 転換権の内容

A種種類株主は、いつでも、当会社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当会社は、A種種類株主が転換請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、下記(4)に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) 当初転換価額

当初転換価額は、1,852円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時

点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{分割前発行済普通株式数} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \text{分割後発行済普通株式数} \end{array}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{併合前発行済普通株式数} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \text{併合後発行済普通株式数} \end{array}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{（発行済普通株式の数－当会社が保有する普通株式の数）} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前転換価額}} \end{array}$$

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社を取得されることにより、調整前転換価額を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当会社を取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得

されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(d)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

- (4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{lcl} \text{取得と引換} & & \text{転換請求に係る A 種種類株式の数に 10,000,000} \\ \text{えに交付す} & = & \text{を乗じて得られる額} \\ \text{べき普通株} & & \text{転換価額} \\ \text{式数} & & \end{array}$$

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

- (5) 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

- (6) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(5)に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

8. 現金を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種種類株主は、2027年9月30日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下、「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種種類株主に対して、下記(2)に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式は、償還請求が行われたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記3.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

(3) 償還請求受付場所

東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー
GMO TECHホールディングス株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

9. 現金を対価とする取得条項（強制償還条項）

(1) 強制償還の内容

当会社は、2030年9月30日以降、当会社の取締役会が別途定める日（以下、「強制償還日」という。）の到来をもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A種種類株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して下記(2)に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、取得するA種種類株式は、取得の対象となるA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 強制償還価額

A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、上記3.に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

10. 株式併合又は分割、募集株式の割当て等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

以上

別紙 B

2024 年 12 月期に係る GMO TECH 株式会社に関する事項

GM0 TECHの最終事業年度（2024年12月期）に係る計算書類等の内容

事業報告

（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度における事業の経過および成果

当連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日）におけるわが国経済は、コロナ禍からの脱却が進み、個人消費の回復やインバウンド需要の拡大が進む中、拡大基調で進みつつあります。

当社の事業領域である国内インターネット広告市場についても拡大傾向にあり、2024年度にはインターネット広告媒体費は前年度から8.4%拡大し、2.9兆円を超える見込み（※1）であります。人々の生活の中で、インターネットの利用は引き続き拡大しており、インターネット広告業界も引き続き堅調に推移しました。

（※1）出所：電通グループ4社 2024年3月発表「2023年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」

このような環境の下、当連結会計年度において、当社グループの集客支援事業は昨年度に続き、顧客基盤を拡大し、売上高を増加させております。不動産テック事業についても、顧客数を着実に増加させることに加え、ストック売上を拡大させております。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高6,868百万円（前年同期比9.8%増）、営業利益899百万円（前年同期比58.8%増）、経常利益948百万円（前年同期比68.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益669百万円（前年同期比65.1%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①集客支援事業

集客支援事業には、検索エンジン関連サービス、運用型広告・アフィリエイト広告サービス等を含んでおります。検索エンジン関連サービスにおいては、注力サービスとしておりますME0サービス（※2）について、新規案件を積上げ、業績は安定して伸長しております。アフィリエイト広告サービスにおいては、直販営業に経営資源を多く投下しております。その結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は6,552百万円（前年同期比8.7%増）、セグメント利益は988百万円（前年同期比31.5%増）となりました。

（※2）ME0とは（Map Engine Optimization）の略で、主としてGoogle社が提供するGoogle Mapにおいて上位表示を実現しアクセスを増加させること、またそのための技術やサービスを指します。

②不動産テック事業

不動産テック事業には、連結子会社GMO ReTech株式会社に提供いたします賃貸DXサービス等が含まれます。賃貸運営を楽にする、をミッションとし、賃貸運営に関わる方々をもっと自由にするために、サービス開発、改善に取り組んでまいりました。当連結会計年度におけるセグメント売上高は316百万円（前年同期比38.8%増）、セグメント損失は93百万円（前年同期は190百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は162百万円で、その主なものはソフトウェア開発に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 事業に関して

インターネット関連技術は、技術の進歩が著しく、競争の激しい分野であり、技術優位性をもって先見的・コスト優位性のあるサービスを継続的に作り出すことが重要であります。また、集客支援事業、不動産テック事業においては複数の競合会社が存在しており、他社との差別化が重要なポイントであることが経営課題と捉えております。

技術力においては、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備を進めております。自社サービスの開発を優秀な「人財」において行うべく努めております。

② 経営体制および組織に関して

当社グループは、2024年は、2023年より取り組んでまいりましたAI活用を継続して推進し、さらなる業務効率の改善に取り組み、強固な経営基盤の構築を行いました。2025年についても、世界に通用するサービスを創造するため、鋭意組織の強化を推進しております。

(9) 財産および損益の状況の推移

区分	第16期 2021年12月期	第17期 2022年12月期	第18期 2023年12月期	第19期 2024年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	4,252	5,456	6,256	6,868
営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	△258	226	566	899
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△261	206	562	948
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△288	△295	405	669
1株当たり当期純 利益又は当期純損 失(△) (円)	△271.71	△282.13	368.95	614.17
総資産 (百万円)	1,723	2,233	2,756	2,767
純資産 (百万円)	484	392	806	1,222
1株当たり純資産 (円)	456.60	△148.07	241.12	633.98

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、GM0インターネットグループ株式会社であり、同社は当社の株式574,000株(議決権比率54.3%)を保有しております。

なお、当社はGM0インターネットグループ株式会社の間に営業上の取引関係があります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、新規取引開始時および既存取引の継続時も含め、少数株主の保護の観点から取引条件等の内容の適正性を、その他第三者との取引条件との比較などから慎重に検討して実施しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。経営方針や事業戦略はグループシナジー創出の観点を踏まえつつ当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保しながら経営および事業活動にあたっております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
GM0 ReTech株式会社	100百万円	100.0%	不動産テック事業

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社の事業は「集客支援事業」および「不動産テック事業」であります。

集客支援事業においては、SEM※サービスとアフィリエイトサービスを展開しております。

不動産テック事業には、連結子会社GM0 ReTech株式会社で提供いたします賃貸DXサービス等が含まれます。不動産テック事業に進出するために2020年7月に完全持株子会社GM0 ReTech株式会社を設立いたしました。賃貸運営を楽にするをミッションとし、賃貸運営に関わる方々をもっと自由にするためのサービスを展開しております。

※SEMとは、Search Engine Marketingの略で、SEOやリスティング広告を含む検索エンジン上のマーケティングのことを指します。

(12) 主要な営業所等（2024年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都渋谷区桜丘町26番1号

福岡支社：福岡県福岡市中央区大名1丁目14番45号 Qiz TENJIN

宮崎支社：宮崎県宮崎市老松2丁目2番1号 GM0 hinataオフィス

② 子会社

GM0 ReTech株式会社

本社：東京都渋谷区桜丘町26番1号

金沢事業所：石川県金沢市広岡1丁目1番35号 金沢第2ビル601

大阪営業所：大阪府大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワー B23階

福岡営業所：福岡県福岡市中央区大名1丁目14番45号 Qiz TENJIN

(13) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

区分	使用人数 (名)	前連結会計年度 末増減(名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男性	127	+10	34.2	3.6
女性	103	+7	31.7	2.7
合計または平均	230	+17	33.1	3.2

(14) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	210百万円

2 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 1,124,945株
 A種種類株式 55株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 1,100,620株
 A種種類株式 55株
- ③ 株主数 普通株式 1,487名
 A種種類株式 2名
- ④ 大株主の状況

株主名	持株数（株）			合計株式 持株比率（%）
	普通株式	A種種類株式	合計株式	
GM0インターネットグループ株式会社	574,000	45	574,045	54.09
鈴木 明人	139,565	10	139,575	13.15
九鬼 信哉	23,500	—	23,500	2.21
三田村 徹彦	15,900	—	15,900	1.50
松尾 志郎	14,000	—	14,000	1.32
GM0 TECH従業員持株会	8,200	—	8,200	0.77
渡辺 進	7,000	—	7,000	0.66
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	5,000	—	5,000	0.47
満生 健	4,500	—	4,500	0.42
中村 英人	4,400	—	4,400	0.41

（注）当社は自己株式39,440株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の現況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	熊谷 正寿	GM0インターネットグループ(株) 代表取締役 グループ代表会長兼社長執行役員・CEO GM0ペイメントゲートウェイ(株) 取締役会長 GM0グローバルサイン・ホールディングス(株) 取締役会長 GM0アドパートナーズ(株) 取締役会長 GM0ペパボ(株) 取締役会長 GM0リサーチ&AI(株) 取締役会長 GM0メディア(株) 取締役会長
代表取締役社長CEO	鈴木 明人	GM0 ReTech(株) 代表取締役社長
取締役副社長	児林 秀一	
常務取締役	大澤 健人	プロダクトマーケティング本部統括本部長
取締役CTO	沖 殿 潤	システム本部本部長 GM0 ReTech(株) 取締役CTO
取締役	安田 昌史	GM0インターネットグループ(株) 取締役グル ープ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐 グループ管理部門統括 GM0ペイメントゲートウェイ(株) 取締役 GM0グローバルサイン・ホールディングス(株) 取締役 GM0アドパートナーズ(株) 取締役 GM0リサーチ&AI(株) 取締役 GM0フィナンシャルホールディングス(株) 取 締役 GM0メディア(株) 取締役 GM0あおぞらネット銀行(株) 社外取締役
取締役（監査等委員）	三田村 徹彦	
取締役（監査等委員）	森谷 耕司	税理士法人 森谷会計事務所 税理士
取締役（監査等委員）	穴田 功	弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 (株)ロETTEファイナンシャル 社外取締役

- (注) 1. 社内情報を収集し、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために、三田村徹彦氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 森谷耕司氏および穴田功氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 森谷耕司氏は税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。穴田功氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、森谷耕司氏および穴田功氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 2025年1月1日付で、GM0アドパートナーズ株式会社は、GM0インターネット株式会社に商号変更しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役森谷耕司氏・穴田功氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び管理職従業員を被保険者として特約保険料相当額等を除き、その保険料を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 当該方針の決定の方法

当社は、2021年2月15日開催の取締役会決議によって、決定方針を定めております。

b. 役員報酬等の決定に当たっての方針及び手続

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会で決定された取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額の範囲内で、取締役会において業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しています。

c. 役員報酬の構成及び決定過程

各取締役の報酬額は、以下の基本報酬と変動報酬により決定します。

基本報酬は、事業年度ごとの業績目標達成に向けた定量項目、持続的な成長を促す定量項目、中期的な取り組みによる定量項目を指標化し多面的に評価した結果で、あらかじめ策定済みの役位別報酬基準により決定する仕組みとしております。

変動報酬は、当該年度における各取締役の職責に応じ、各管掌範囲における業績連動数値・行動指標・職務執行の状況を勘案した個別評価を実施し、基本報酬額に対して上下20%の範囲内で変動する仕組みとしております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査等委員である取締役の報酬等の額の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、経営執行から独立した立場であることから固定報酬のみで構成されており、各監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員会規程の定めに基づき、監査等委員の協議により決定しております。

③取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2024年3月18日

- 開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年3月19日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名です。
- ④役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	158 （－）	158 （－）	－ （－）	－ （－）	5 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14 （7）	14 （7）	－ （－）	－ （－）	3 （2）

（注）上記の取締役（監査等委員を除く）の支給人員には、2024年3月18日開催の第18期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

⑤役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑥使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与がないため、記載しておりません。

（5）社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

- ・取締役（監査等委員）森谷耕司氏は、税理士法人森谷会計事務所税理士を兼務しております。

なお、当社と、税理士法人森谷会計事務所との間に特別の関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）穴田功氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所弁護士を兼務しております。

なお、当社と、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所との間に特別の関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）穴田功氏は、株式会社ロッテファイナンシャル社外取締役を兼務しております。

なお、当社と、株式会社ロッテファイナンシャルとの間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	森谷 耕司	当事業年度に開催された取締役会18回のうち、16回に出席し、また、監査等委員会12回のうち、12回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	穴田 功	当事業年度に開催された取締役会18回のうち、17回に出席し、また、監査等委員会12回のうち、12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭およびその他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬3百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
- (2) コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため使用人に対するコンプライアンス教育を定期的実施する。
- (3) 内部監査室により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役社長に報告する。
- (4) 各取締役は、取締役または使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない

事実を発見した場合、取締役会および監査等委員会に報告する。各監査等委員は、取締役の職務の執行について監査を行う。

②取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規程」等の社内規程、方針に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制を整える。また、取締役および監査等委員はこれらの文書を閲覧することができるものとする。
- (2) 情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営全般に関わるリスク管理を行うために、リスク管理規程・コンプライアンス規程を定め、内部監査室により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員（取締役、監査等委員、使用人、契約社員等も含む。）に対する研修等を定期的実施する。
- (2) 取締役及び主要な使用人で構成する経営会議により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めるものとする。

④取締役および使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 原則毎週1回の経営会議、毎月1回の定時取締役会、または臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、情報の共有および意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行うものとする。
- (2) 職務執行に関する権限および責任については、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行うものとする。

⑤当社およびその親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびその親会社並びに子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および監査等委員に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保する。

⑥監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議のうえ、合理的な範囲で管理部スタッフがその任にあたるものとする。

⑦前号の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- (1) 前号の使用人が監査等委員より指示された業務の実施に関しては、取締役からの指示、命令を受けないものとする。
- (2) 前号の使用人の任命、異動については、事前に監査等委員に報告し、その了承を得ることとする。

⑧取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生

する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査等委員に報告しなければならないこととする。

- (2) 代表取締役社長その他取締役および監査等委員は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンスおよびリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査等委員間の意思疎通を図るものとする。

⑨その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、取締役会のほか経営会議等の会議にも出席し、重要事項の報告を受けることができる。
- (2) 監査等委員は、各種議事録、決裁書類（紙または電磁的媒体）等により取締役等の意思決定および業務執行の記録を自由に閲覧することができる。
- (3) 監査等委員は、内部監査室と連携および協力するとともに、代表取締役社長との意見交換の場を定期的に設ける。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保するものとする。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを反社会的勢力対策規程に定め、すべての取締役および監査等委員並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

⑫業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役9名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役および監査等委員が出席して、業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から議論に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査等委員においても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査等委員は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視の強化および向上を図っております。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確立と自己資本比率の向上に努めるとともに、業績の進展状況に応じて株主に対する利益還元に努めたいと考えております。また、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当する考えであります。

2024年12月期の普通株式については、配当性向50%を基準とし、1株あたり307.09円

の配当を決定しております。A種種類株式に関しては、2022年8月4日付公表の発行要項に基づき、1株あたり250,000円の優先配当金となります。

2025年12月期の普通株式の配当については、2025年2月12日発表の「剰余金の配当(増配)、配当の方針ならびに株主優待制度の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年2月12日開催の取締役会において、配当性向を65%以上とすることを決議いたしました。この方針に基づき、普通株式1株あたり450.97円の配当を予定しております。A種種類株式に関しては、2024年12月期と同じく、1株あたり250,000円の優先配当金となる予定です。

連結貸借対照表
(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第19期 2024年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	2,428
現金及び預金	1,264
受取手形、売掛金及び契約資産	941
前払費用	209
その他	19
貸倒引当金	△6
固定資産	339
有形固定資産	18
建物附属設備	16
工具、器具及び備品	1
無形固定資産	243
電話加入権	0
ソフトウェア	207
ソフトウェア仮勘定	36
投資その他の資産	77
投資有価証券	20
関係会社株式	0
敷金	37
繰延税金資産	12
その他	7
資産合計	2,767

(単位：百万円)

科目	第19期 2024年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	1,393
買掛金	466
未払金	361
1年以内長期借入金	70
未払法人税等	156
契約負債	229
その他	109
固定負債	151
長期借入金	140
資産除去債務	11
負債合計	1,545
● 純資産の部	
株主資本	1,219
資本金	100
資本剰余金	387
利益剰余金	860
自己株式	△128
その他の包括利益累計額	2
その他有価証券評価差額金	2
純資産合計	1,222
負債及び純資産合計	2,767

連結損益計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科目	第19期	
	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	
売上高		6,868
売上原価		3,999
売上総利益		2,869
販売費及び一般管理費		1,970
営業利益		899
営業外収益		
受取利息	0	
為替差益	25	
助成金収入	4	
受取和解金	20	
その他	4	54
営業外費用		
支払利息	3	
投資事業組合運用損	2	5
経常利益		948
特別利益		
投資有価証券売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	3	3
税金等調整前当期純利益		948
法人税、住民税及び事業税	246	
法人税等調整額	32	279
当期純利益		669
親会社株主に帰属する当期純利益		669

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
2024年1月1日残高	100	386	405	△92	799
連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得	-	-	-	△46	△46
剰余金の配当	-	-	△213	-	△213
自己株式の処分	-	-	-	10	10
自己株式処分差益	-	1	-	-	1
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	669	-	669
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	1	455	△36	420
2024年12月31日残高	100	387	860	△128	1,219

	その他の 包括利益 累計額	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	
2024年1月1日残高	7	806
連結会計年度中の変動額		
自己株式の取得	-	△46
剰余金の配当	-	△213
自己株式の処分	-	10
自己株式処分差益	-	1
親会社株主に帰属する当期純利益	-	669
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△4	△4
連結会計年度中の変動額合計	△4	416
2024年12月31日残高	2	1,222

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称：GMO ReTech株式会社

(2) 非連結子会社の名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称：GMOアップカプセル株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合等の損益及びその他有価証券評価差額のうち当社の持分相当額を投資有価証券評価損益及びその他有価証券評価差額金として取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物附属設備

2018年3月31日以前に取得したもの 定率法

2018年4月1日以降に取得したもの 定額法

工具、器具及び備品

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能見込期間（5年以内）に基づく

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

i. 集客支援事業

SEMサービスは、主として、Googleマップでの検索（ローカル検索）で店舗情報等を検索ユーザーがを見つけやすくなる施策を行う、上位表示対策をするサービスであるSEOサービスと、クライアントのホームページを検索エンジンの上位に表示するSEOコンサルティング等からなります。履行義務は、契約期間にわたりサービスを提供することであり、契約で定められたサービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

アフィリエイトサービスは、主としてスマートフォン向け成果報酬型広告サービスであるGMOSmaADや、広告主・媒体主の売上を最大化するアフィリエイト広告であるGMO SmaAFFi等があります。主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することであり、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。なお、いずれのサービスも、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ii. 不動産テック事業

不動産テックサービスは、主として不動産管理会社向けオーナーアプリ及び入居

者アプリ等のプラットフォームサービスを提供しています。履行義務は、契約期間にわたりサービスの利用を提供することであり、契約で定められたサービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（返品、返金及びその他の類似業務）

返品、返金及びその他の類似業務は負っておりません。

（財又はサービスに対する保証及び関連する業務）

財又はサービスに対する保証及び関連する業務はございません。

（返品、返金及びその他の類似の義務の算定）

返品、返金及びその他の類似の義務の算定について該当事項は有りません。

（6）その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社および連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

該当事項はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 受取手形、売掛金及び契約資産の内訳

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、次のとおりであります。

受取手形	-百万円
売掛金	941百万円
契約資産	0百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,100,620株
A種種類株式	55株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月13日 取締役会	普通株式	196	184.48	2023年12月31日	2024年3月22日
2024年2月13日 取締役会	A種種類株式	17	313,698.63	2023年12月31日	2024年3月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月12日 取締役会	普通株式	325	307.09	2024年12月31日	2025年3月21日
2025年2月12日 取締役会	A種種類株式	13	250,000.00	2024年12月31日	2025年3月21日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については主として親会社及び金融機関からの借入による方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は主に事務所に係る建物の賃貸契約における敷金であり、賃貸先の信用リスクに晒されております。

営業債務である、買掛金並びに未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、事業資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額20百万円）は、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 敷金	37	33	△3
(2) 長期借入金	(210)	(206)	△3

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 現金は注記を省略しており、「預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価は上記に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の連結貸借対照表計上額は、20百万円です。

3. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

敷金

敷金は、約定期間に基づく返還額を国債利回り等適切な利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	集客支援事業	不動産テック事業	
SEMサービス	2,450	-	2,450
アフィリエイトサービス	4,102	-	4,102
不動産テックサービス	-	316	316
顧客との契約から生じる収益	6,552	316	6,868
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上	6,552	316	6,868

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 633円 98銭
1株当たり当期純利益 614円 17銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

該当事項はありません。

貸借対照表
(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第19期 2024年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	2,420
現金及び預金	1,129
受取手形、売掛金及び契約資産	897
関係会社短期貸付金	1,346
前払費用	196
その他	27
貸倒引当金	△1,178
固定資産	334
有形固定資産	18
建物附属設備	16
工具、器具及び備品	1
無形固定資産	243
電話加入権	0
ソフトウェア	207
ソフトウェア仮勘定	36
投資その他の資産	72
投資有価証券	20
関係会社株式	0
敷金	33
繰延税金資産	12
その他	6
資産合計	2,754

(単位：百万円)

科目	第19期 2024年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	1,381
買掛金	466
未払金	369
未払法人税等	155
契約負債	224
1年以内長期借入金	70
その他	94
固定負債	150
長期借入金	140
資産除去債務	10
負債合計	1,531
● 純資産の部	
株主資本	1,219
資本金	100
資本剰余金	387
その他資本剰余金	387
利益剰余金	860
利益準備金	25
その他利益剰余金	835
繰越利益剰余金	835
自己株式	△128
評価・換算差額等	2
その他有価証券評価差額金	2
純資産合計	1,222
負債及び純資産合計	2,754

損益計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

科目	第19期	
	自 2024年1月1日	至 2024年12月31日
売上高		6,552
売上原価		3,786
売上総利益		2,766
販売費及び一般管理費		1,778
営業利益		988
営業外収益		
受取利息	16	
為替差益	25	
業務委託収入	4	
助成金収入	4	
受取和解金	20	
その他	2	73
営業外費用		
支払利息	3	
関係会社貸倒引当金繰入額	68	
投資事業組合運用損	2	73
経常利益		987
特別利益		
投資有価証券売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	3	3
税引前当期純利益		987
法人税、住民税及び事業税	285	
法人税等調整額	32	318
当期純利益		669

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
2024年1月1日残高	100	386	386	8	396	405
事業年度中の変動額						
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△213	△213
利益剰余金から利益準備金への振替	-	-	-	16	△16	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-
自己株式処分差益	-	1	1	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	669	669
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	1	1	16	438	455
2024年12月31日残高	100	387	387	25	835	860

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年1月1日残高	△92	799	7	7	806
事業年度中の変動額					
自己株式の取得	△46	△46	-	-	△46
剰余金の配当	-	△213	-	-	△213
利益剰余金から利益準備金への振替	-	-	-	-	-
自己株式の処分	10	10	-	-	10
自己株式処分差益	-	1	-	-	1
当期純利益	-	669	-	-	669
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	△4	△4	△4
事業年度中の変動額合計	△36	420	△4	△4	416
2024年12月31日残高	△128	1,219	2	2	1,222

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合等の損益及びその他有価証券評価差額のうち当社の持分相当額を投資有価証券評価損益及びその他有価証券評価差額金として取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

産建物附属設備

2018年3月31日以前に取得したもの 定率法

2018年4月1日以降に取得したもの 定額法

工具、器具及び備品

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能見込期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

集客支援事業

SEMサービスは、主として、Googleマップでの検索（ローカル検索）で店舗情報等を検索ユーザーが易くする施策を行う、上位表示対策をするサービスであるME0サービスと、クライアントのホームページを検索エンジンの上位に表示するSEOコンサルティング等からなります。履行義務は、契約期間にわたりサービスを提供することであり、契約で定められたサービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

アフィリエイトサービスは、主としてスマートフォン向け成果報酬型広告サービスであるGMOSmaADや、広告主・媒体主の売上を最大化するアフィリエイト広告であるGMO SmaAFFi等があります。主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することであり、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

なお、いずれのサービスも、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（返品、返金及びその他の類似業務）

返品、返金及びその他の類似業務は負っておりません。

（財又はサービスに対する保証及び関連する業務）

財又はサービスに対する保証及び関連する業務はございません。

（返品、返金及びその他の類似の義務の算定）

返品、返金及びその他の類似の義務の算定について該当事項は有りません。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計上の見積り】

該当事項はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 14百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 17百万円
短期金銭債務 59百万円
3. 関係会社に対する貸倒引当金 1,172百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	181百万円
売上原価	32百万円
販売費及び一般管理費	163百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	22百万円
営業外費用	-百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 39,440株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社貸倒引当金繰入額等であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

(ア) 計算書類作成会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	親会社		
会社等の名称又は氏名	GM0インターネットグループ(株)		
所在地	東京都渋谷区		
資本金又は出資金(百万円)	5,000		
事業の内容又は職業	インターネット総合事業		
議決権等の所有(被所有)割合(%)	(被所有) 直接 54.3		
関連当事者との関係	役員の兼任2名、SEOサービス等の提供等		
取引の内容	SEOサービス等の提供(注2)		
取引金額(百万円)	181		
科目	売掛金	契約負債	
期末残高(百万円)	9	45	

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない会社との取引と同様に、市場価格及び取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。

(イ) 計算書類作成会社と同一の親会社をもつ会社等及び計算書類作成会社のその他の関係会社の子会社等

種類	同一の親会社を持つ会社		
会社等の名称又は氏名	GM0グローバルサイン・ホールディングス(株)		
所在地	東京都渋谷区		
資本金又は出資金(百万円)	916		
事業の内容又は職業	クラウド・ホスティングサービス等		
議決権等の所有(被所有)割合(%)	—		
関連当事者との関係	サーバーの利用等		
取引の内容	サーバー利用料等の支払等(注2)		
取引金額(百万円)	86		
科目	前払費用	買掛金	未払金
期末残高(百万円)	28	3	2

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社と関連を有しない会社との取引と同様に、市場価格及び取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。

(ウ) 子会社及び関連会社等

種類	同一の親会社を持つ会社		
会社等の名称又は氏名	GM0 ReTech(株)		
所在地	東京都渋谷区		
資本金又は出資金(百万円)	100		
事業の内容又は職業	不動産テック事業		
議決権等の所有(被所有)割合(%)	直接 100		
関連当事者との関係	事業活動の管理等		
取引の内容	受取利息 (注2の(2))	業務受託収入 (注2の(3))	通算税効果額
取引金額(百万円)	16	4	39
科目	貸付金(注3)	未収入金	未払金
期末残高(百万円)	1,346	1	39

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 当社と関連を有しない会社との取引と同様に、市場価格及び取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。
 - (2) 受取利息については、貸付金にかかるものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (3) 業務委託収入については、当社がGM0 ReTech(株)より事業活動にかかる管理部門業務を委託されたことに伴う収入であり、その取引価額については他社の一般取引条件及び管理業務に従事する当社従業員の給与等を勘案し、合理的に決定しております。
3. 貸付金に対し1,172百万円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において68百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産	633円 98銭
1 株当たり当期純利益	614円 17銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に関する監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

GMOTECH株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 林 一 樹
公認会計士 南山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOTECH株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOTECH株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

GMOTECH株式会社 取締役会御中		独立監査人の監査報告書	2025年2月19日
		EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 林 一 樹 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 南山 智 昭	
監査意見 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOTECH株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を			

作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項並びに同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

GMO TECH株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 三田村 徹彦 ㊟

監査等委員 森 谷 耕 司 ㊟

監査等委員 穴 田 功 ㊟

(注) 監査等委員森谷耕司及び穴田功は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。